

平成23年10月25日

メッセージ

平成7年に産声をあげた容器包装リサイクル法は、平成16年から2年余の見直し議論を経て平成18年に改正されました。廃棄物の発生抑制を目的としたレジ袋の有料化は見送られ、さらには役割分担を見直すための拡大生産者責任のあり方は、自治体の思いとはかけ離れた内容でありました。

今、法改正から5年目を迎えますが、現行法の下ではリサイクルを推進すればするほど自治体の費用負担は増す状況になっております。

商品等の生産活動は廃棄物の発生に直結します。このことから拡大生産者責任をさらに徹底することで、廃棄物の減量を図り、資源の有効利用を推進するという本来の法の目的が達成されるはずで

す。

軽量で応用性に富むプラスチックは、容器包装に留まらないあらゆるものに利用され、それに伴いプラスチック製廃棄物は増加の一途を辿っております。容り法の垣根を越えたプラスチック製品の新たなリサイクルの仕組みの検討も喫緊の課題であります。

地球温暖化防止や天然資源の消費抑制などの観点から、次期の容り法改正では、拡大生産者責任を徹底した費用負担のあり方や法適用範囲の考え方等、現行法制度の歪を正すものとなるよう期待してやみません。

江戸川区長 多田 正見